

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第八号を次のように改める。

八 五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、

〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運

用を除く。)相互間で行う無線通信をいう。)の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

第十五条の三第五号中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 設備規則第四十九条の二十四第八項に規定する技術基準

第十六条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局

第十七条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの

第十八条第一項第二号を次のように改める。

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を

使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

第十八条第一項第三号を削る。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第五号中「一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、」を削り、同条第十一号中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加え、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第十四条の二中「及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局」を「、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)」に改める。

第二十四条第十九項中「一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であつて、空中線電力が等価平方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるものの受信設備又は」を削り、同条に次の一項を加える。

28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の十四第二号イただし書中「電源設備」を「空中線系、電源設備」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の十四第二号ハを削り、同号ニ中「送信時間制限装置」の下に「及びキャリアセンス」を加え、同ニに次のただし書を加える。

ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

第四十九条の十四第二号ニを同号ハとし、同号ホ中「、次のとおりであること。」を「一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価平方輻射電力で一マイクロワット以下であること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同ホを同号ニとし、同条第十一号ハ中「〇・〇一ワット」を「〇・〇二ワット」に改める。

第四十九条の二十一第一項中「陸上移動中継局及び陸上移動局（次項に規定するものを除く。）」を「

陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）、携帯基地局及び携帯局（次項に規定するものを除く。）に改め、同条第二項中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加え、「第五号」を削り、同項第二号中「次の条件に」を「次の条件のいずれかに」に改め、同項第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

第四十九条の二十四に次の一項を加える。

8 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGPS型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、GMSK方式であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

を除く。) (注20, 31, 34, 35, 37, 38)	
(1) 810MHz を超え960MHz 以下のもの	1.5
(2) その他の周波数のもの	20
3 簡易無線局 (注35)	3
4 特定小電力無線局 (注36)	4
5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
8 小電力データ通信システムの無線局	50
9 無線測位局 (注29)	

(1)	地上DME及び地上タカンの送信設備	20
(2)	機上DME及び機上タカンの送信設備	100k Hz
(3)	SSRの送信設備	
	ア モードS機能を有するもの	10k Hz
	イ その他	200k Hz
(4)	ATCトランスポンダの送信設備	
	ア モードS機能を有するもの	1,000k Hz
	イ その他	3,000k Hz
(5)	質問信号送信設備	10k Hz
(6)	基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000k Hz
(7)	その他の無線測位局	500
10	地上基幹放送局 (注21, 49)	

	<p>(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局</p> <p>(2) その他の地上基幹放送局</p> <p>11 アマチュア局</p> <p>12 地球局及び宇宙局 (注32, 33, 40)</p>	<p>1 H z</p> <p>500 H z</p> <p>500</p> <p>20</p>
--	---	--

別表第一号注32に次のように加える。

(6) インマルサットG S P S型の無線設備 0.1(10⁻⁶)

別表第二号第5に次のように加える。

8 インマルサットG S P S型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が毎秒16,900ビットのもの 19k H z

(2) 変調信号の送信速度が毎秒67,708ビットのもの 63k H z

別表第三号³⁴中「陸上移動中継局及び陸上移動局」を「陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局」に改め、同表36に次のように加える。

(7) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9 k H z 以上 50 M H z 未満	任意の 10 k H z 幅において (—) 64 d B W
50 M H z 以上 500 M H z 未満	任意の 100 k H z 幅において (—) 64 d B W
500 M H z 以上 1, 000 M H z 未満	任意の 3 M H z 幅において (—) 64 d B W
1, 000 M H z 以上 1, 596. 5 M H z 未満	任意の 3 M H z 幅において (—) 58 d B W
1, 596. 5 M H z 以上 1, 6 06. 5 M H z 未満	任意の 1 M H z 幅において (—) 58 d B W

<p>1, 606.5MHz 以上1, 616.5MHz 未満</p>	<p>任意の300kHz幅において(一)58dBW</p>
<p>1, 616.5MHz 以上1, 621.5MHz 未満</p>	<p>任意の100kHz幅において(一)58dBW</p>
<p>1, 621.5MHz 以上1, 624.5MHz 未満</p>	<p>任意の30kHz幅において(一)58dBW</p>
<p>1, 624.5MHz 以上1, 626.5MHz 未満</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合には7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(一)58dBW</p>
<p>0.5MHz 未満</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合には7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25</p>

	k H z 幅において (一) 54 d B W
1, 660.5 M H z 以上 1, 662.5 M H z 未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450 k H z の場合は7.5 k H z 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5 M H z 以上の場合は任意の25 k H z 幅において (一) 58 d B W
1, 662.5 M H z 以上 1, 665.5 M H z 未満	任意の30 k H z 幅において (一) 58 d B W
1, 665.5 M H z 以上 1, 670.5 M H z 未満	任意の100 k H z 幅において (一) 58 d B W
1, 670.5 M H z 以上 1, 680.5 M H z 未満	任意の300 k H z 幅において (一) 58 d B W
1, 680.5 M H z 以上 1, 690.5 M H z 未満	任意の1 M H z 幅において (一) 58 d B W

1,690.5MHz 以上12.7 5GHz 未満	任意の3MHz 幅において (一) 58dBW
------------------------------	-------------------------

イ 高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が (一) 38dBW以下である値とする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十九号の五及び第十九号の六中「基地局」の下に「及び携帯基地局」を加え、同項第十九号の九から第十九号の十一までの規定中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加える。

十三第項一第条二第

十三第項一第条二第

		○	注 8 ○	注 8 ○	○	備設線無の号
--	--	---	----------	----------	---	--------

	注 15 ○	○	注 8 ○	注 8 ○	○	備設線無の号
--	-----------	---	----------	----------	---	--------

別表第一号一(3)アの表中

注 8 ○								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

注 8 ○								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

							注 8 ○	
--	--	--	--	--	--	--	----------	--

							注 8 ○	
--	--	--	--	--	--	--	----------	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に受けた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第四十九条の十四に規定する無線局の無線設備（一四二・九三MHzを

--	--	--

┌

--	--	--

┌

超え一四二・九九MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備に限る。)については、この省令による改正後の設備規則第九条の四、第二十四条及び第四十九条の十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

3 この省令の施行の日前に受けた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明等は、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

4 この省令の施行の日前になされた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。